

Society 5.0 の実現に向けた 5 G の利活用に関する提言（案）

2020 年春の商用サービス開始が予定されている第 5 世代移動通信システム（5 G）は、超高速、超低遅延、多数同時接続という 3 つの特性を有し、都市部はもとより、人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域をはじめとする地方にとって、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティなど様々な分野における活用が見込まれており、様々な社会課題の解決を図る Society 5.0 時代における地方創生の更なる推進やデジタル活用共生社会の実現に向けた必須の基幹インフラである。

国においては、民間の通信事業者から申請のあった 5 G 特定基地局の開設計画の認定に当たり、地方への配慮として、「全国への展開可能性の確保」、「地方での早期サービス開始」、「サービスの多様性の確保」といった点を評価する指標等に基づき、開設計画を認定するとともに、周波数枠の割当てを実施したところである。

今後、開設指針や開設計画に基づき特定基地局の整備が進められることになるが、具体的な置局場所等については通信事業者に任されており、収益性の高い都市部で先行し、地方は後回しになることが懸念されることから、都市と地方の共生に向け、偏りなく普及を進めることが肝要である。

また、本年 6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」において、「2020 年度末までに全都道府県で 5 G サービスを開始するとともに、2024 年度までの 5 G 整備計画を加速する」との方針が示されている。

このため、地方において、5 G を支える高速・大容量、かつよりセキュアな情報通信基盤が整備されるとともに、様々な産業分野への 5 G の利活用による新たな市場創出や、社会的課題の解決を促進できるよう、国において、以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。

- 1 5 G の導入施策を国として積極的に推進する姿勢を明確にするため、現在策定中の第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、5 G をはじめとする未来技術の利活用を、地方創生の重要な柱の一つとして位置付け、併せて具体的な支援策を講じること。
- 2 地方を含むエリアで早期に 5 G サービスが開始されるとともに、条件不利地域における基地局・光ファイバ網等の通信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備に格差が生じないよう、今後の政府予算の編成に当たり、国庫補助事業の拡充（大都市部以外の地域における補助率のかさ上げ等）や自治体負担分が生じる場合には十分な財政措置など、万全の対策を講じること。

- 3 遠隔医療・教育、スマート農業、テレワーク・サテライトオフィス、自動運転など、5Gを利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む自治体に対する省庁横断的な総合支援体制を構築し、地方における具体的な利活用事業の実施を積極的に支援すること。
- 4 「ローカル5G」の展開は、自治体における河川監視システムや、地域の企業が取り組むスマートファクトリーなど、個別のニーズに応じた柔軟な5Gシステムの構築により、地域課題の解決や地域経済の活性化が期待されることから、地方におけるローカル5Gの導入や運用及び事業者等の利活用促進に対して必要な技術的・財政的支援を行うこと。
- 5 特定基地局の整備が地域間の偏りなく行われるよう、開設計画の進捗確認等を通じ、通信事業者を適切に指導するとともに、都道府県と連携し、基地局の整備に係る都道府県ごとの具体的なスケジュール等の関連情報を、早期に開示するよう各通信事業者に対して働きかけを行うこと。
- 6 5Gの利活用には、革新的サービスを創出するデジタル人材が不可欠であるため、都市と地方とで人材格差が生じることのないよう、デジタル人材の育成を国の重要政策に位置付け、国と地方を挙げて推進するとともに、地方が行う人材育成の取組への支援を強化すること。併せて地方での育成が難しいマネジメント層やエンジニア等に都市から地方へ還流を促す仕組みを創設すること。

令和元年7月〇日

全国知事会